



平成29年3月

名古屋税関

知的財産侵害物品 水際取締りにご協力を

偽ブランド品などの知的財産侵害物品は、日本への持ち込みが禁止されています。

海外からの知的財産侵害物品の流入は、国内で知的財産を有する企業や個人の利益を害するだけでなく、使用することにより予期せぬ事故や健康被害を招く危険性があります。

名古屋税関では、

3月6日（月）～3月10日（金）

知的財産侵害物品取締強化期間

知的財産侵害物品の水際取締りを一層強化することとしていますので、知的財産侵害物品の密輸に関する情報提供にご協力をよろしくお願いいたします。



名古屋税関密輸ダイヤル（24時間受付）

フリーダイヤル **0120-461-961**
許しません シロイ(粉) クロイ(武器)



名古屋税関 業務部 知的財産調査官

電話番号 052-654-4116

ファックス番号 052-654-4184

税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/nagoya/>